

平成 17 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社Eストアー
代 表 者	代表取締役 石村 賢一
コード番号	4304 ヘラクレス
問い合わせ先	財務経理部長 鈴木 祥治
T E L	03-5367-3657

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員に対しては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを狙いとして、当社の監査役に対しては、適正な監査に対する意識を一層高めることを狙いとして、また、社外協力者に対しては、当社に対する参加意識を一層高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを狙いとして、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者（以下「対象者」と総称する）。

##### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式2,500株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をするこ

とができるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

発行する新株予約権の総数

2,500 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株。ただし、株式分割または株式併合を行った場合は、上記と同様の調整を行う）

各新株予約権の発行価額

無償とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」という）に新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所が公表する当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、新株予約権発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。ただし、社命による転籍の場合は除く。
- (2) 対象者のうち、社外協力者は新株予約権の行使時においても、社外協力者であることを要する。
- (3) 権利を与えられたものが死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として 6 カ月以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとする）に相

続人の行使を認める。なお、行使開始日以前に死亡した場合は、相続を認めない。

- (4)この他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と各対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (5)新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権の消却事由及び条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- (2)新株予約権の割当てを受けた者が権利行使する前に、 に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

その他新株予約権に関する細目については、当社取締役会において決定する。

- (注)上記決議は、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上